

公布した規則一覧

令和5年

公布番号	規則名
101	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
102	杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則
103	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
104	杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則
105	杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則
106	杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
107	杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
108	杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
109	杉並区旅館業法施行細則の一部を改正する規則
110	杉並区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
111	杉並区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則
112	杉並区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
113	杉並区空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による特定空家等に対する措置の代執行に要した費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
114	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
115	杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
116	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則
117	杉並区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
118	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
119	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
120	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第101号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第102号

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則（平成7年杉並区規則第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第103号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号ウ中「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継の承認並びに同条第3項において準用する法第3条第2項及び第3項の規定による営業者の地位の承継の不承認、同条第4項の規定による意見の照会、同条第5項の規定による通知並びに同条第6項の規定による条件の付与

第1条第25号イ（ク）中「省令」の次に「第67条の2第1項」を、「第70条第1項」の次に「（これらの規定を省令第70条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ（ケ）中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改める。

第2条中「第12号エ及びオ」を「第12号オ及びカ」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第104号

杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則

杉並区理容師法施行細則（昭和50年杉並区規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第4号の2様式」を「第4号の2の2様式」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 省令第20条の2の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、第4号の2様式による。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

		年 月 日
杉並区長 宛		
		開設者住所
		氏 名
		〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
		電話 ()
理 容 所 開 設 届		
下記のとおり開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。		
記		
1	施設の名称	
2	施設の所在地	電話 ()
3	管理理容師氏名	
	住所	
4	構造及び設備の概要	別紙のとおり
5	理容師の氏名及び登録番号 並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり
6	理容師の伝染性疾病の有無	
7	開設予定年月日	年 月 日
8	同一の場所で美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9	同一の場所で美容所の開設の届出がされている 場合又は本書と同時に届出を行う場合は、 当該美容所の開設予定年月日	年 月 日
添付書類	1 理容師の場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書及び当該理容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書	
	2 管理理容師の場合は、それを証する書類	
	3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）	
	4 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所に従事している施術者の理容師免許証又は理容師免許証明書及び美容師免許証又は美容師免許証明書	
	5 同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合又はこの届出と同時に美容所の開設の届出を行う場合は、美容所の開設の届出に記載した施術者の理容師免許証又は理容師免許証明書及び美容師免許証又は美容師免許証明書	

第4号の2様式を第4号の2の2様式とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第3条関係）

	年	月	日
杉並区長 宛			
	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
	電 話	()	
	〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕		
理容所の開設者の地位承継届			
下記のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。			
記			
1	営業を譲渡した者		
	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)		
2	譲渡の年月日	年	月 日
3	理容所の名称		
4	理容所の所在地		
添付書類			
	(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類		
	(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）		

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）の開設の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第4号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第105号

杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則

杉並区美容師法施行細則（昭和50年杉並区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第4号の2様式」を「第4号の2の2様式」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 省令第20条の2の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、第4号の2様式による。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

		年 月 日
杉並区長 宛	開設者住所	
	氏 名	
	〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕	
	電話 ()	
美 容 所 開 設 届		
下記のとおり開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。		
記		
1 施設の名称		
2 施設の所在地	電話 ()	
3 管理美容師氏名		
	住所	
4 構造及び設備の概要	別紙のとおり	
5 美容師の氏名及び登録番号 並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
6 美容師の伝染性疾病の有無		
7 開設予定年月日	年 月 日	
8 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称		
9 同一の場所で理容所の開設の届出がされている 場合又は本書と同時に届出を行う場合は、 当該理容所の開設予定年月日	年 月 日	
添付書類	1 美容師の場合は、美容師免許証又は美容師免許証明書及び当該美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書	
	2 管理美容師の場合は、それを証する書類	
	3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）	
	4 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者の美容師免許証又は美容師免許証明書及び理容師免許証又は理容師免許証明書	
	5 同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合又はこの届出と同時に理容所の開設の届出を行う場合は、理容所の開設の届出に記載した施術者の美容師免許証又は美容師免許証明書及び理容師免許証又は理容師免許証明書	

第4号の2様式を第4号の2の2様式とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第3条関係）

	年	月	日
杉並区長 宛			
	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
	電 話	()	
	〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕		
美容所の開設者の地位承継届			
下記のとおり美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。			
記			
1	営業を譲渡した者		
	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)		
2	譲渡の年月日	年	月 日
3	美容所の名称		
4	美容所の所在地		
添付書類			
	(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類		
	(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）		

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）の開設の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第4号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第106号

杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

杉並区クリーニング業法施行細則（昭和50年杉並区規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第2条の4」を「第2条の5」に、「第7号様式」を「第6号の2様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日
杉並区長 宛
営業者住所 氏 名 年 月 日生 電話（ ） 〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届
下記のとおり開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出 ます。
記
1 施設の名称
2 施設の所在地
3 開設予定年月日
4 構造及び設備の概要 別紙のとおり
5 営業者等の本籍住所氏名 別紙のとおり
6 従事者数
7 クリーニング所の種類 (1) 取次所 (2) リネンサプライ () (3) リネンと一般 (4) 一般 (5) 消毒を要する洗濯物を取り扱うクリーニング所
添付書類 (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、 住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類 (2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数 及びクリーニング師の氏名を記載した書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日
杉並区長 宛
営業者住所 氏 名 年 月 日生 電話（ ） 〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
無 店 舗 取 次 店 営 業 届
下記のとおり営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。
記
1 無店舗取次店の名称
2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号
3 業務用車両の保管場所
4 営業区域
5 営業開始の予定年月日
6 業務用車両の構造の概要 別紙のとおり
7 営業者の本籍
8 従事者数
9 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合はその旨
添付書類 (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類 (2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第6号様式の次に次の2様式を加える。

第6号の2様式（第3条関係）

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話 ()

〔 法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

クリーニング所の営業者の地位承継届

下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 クリーニング所の名称

4 クリーニング所の所在地

添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話 ()

〔 法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

無店舗取次店の営業者の地位承継届

下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 無店舗取次店の名称

4 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号

5 業務用車両の保管場所

添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による営業者（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第2項に規定する営業者をいう。）の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第107号

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

杉並区食品衛生法施行細則（昭和50年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改める。

第7条中「省令」の次に「第67条の2第1項、」を、「第70条第1項」の次に「（これらの規定を省令第70条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票

報告者氏名 (役職)		会社名 (部署名)	
所在地			
電話番号 FAX番号		情報受付日	年 月 日
情報提供者	<input type="checkbox"/> 摂取者本人 <input type="checkbox"/> 摂取者の家族等 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他 (

指定成分等	○ 含有あり	指定成分等名	
		指定成分等の1日摂取目安 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$)	
		管理成分の1日摂取目安 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$)	
	○ 含有なし		
	○ 不明		

- 1 症状
別紙のとおり
- 2 該当する製品情報
別紙のとおり
- 3 摂取者及び摂取状況に関する情報
別紙のとおり
- 4 受診情報
別紙のとおり
- 5 行政への届出
別紙のとおり
- 6 その他特記事項

第3号様式を次のように改める。

【許可・届出共通】

年 月 日

杉並区長 宛

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生責任者の氏名		受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
	HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【備考を除き許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号	
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)		
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

第5号様式を次のように改める。

杉並区長 宛

地位承継届

以下のとおり、（許可・届出）営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき、届け出ます。

※以下の情報は官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
譲渡した者	郵便番号：		電話番号：
	電子メールアドレス：		FAX番号：
	譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 (法人にあつては、その所在地)		
譲渡年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が2人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		

(裏)

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)	
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		

備考	
----	--

第7号様式及び第8号様式中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第7項に規定する営業（同法第68条第3項に規定する場合を含む。）の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者による営業の許可の申請及び営業の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第3号様式、第5号様式、第7号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第108号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第3号の2様式」を「第3号の2の2様式」に改め、同条を第5条の2の2とし、第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による承継の届出）

第5条の2 条例第3条の2第2項の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第3号の2様式によるプール経営承継届を区長に提出しなければならない。

- （1）届出者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び電話番号）
- （2）プールの経営を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- （3）譲渡の年月日
- （4）プールの名称及び所在地

2 前項のプール経営承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）プールの経営の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

第3号の2様式中「第5条の2」を「第5条の2の2」に、「あて」を「宛」に改め、同様式を第3号の2の2様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ）

（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び電話番号）

プ ー ル 経 営 承 継 届

杉並区プールの衛生管理等に関する条例第3条の2第2項の規定により、下記のとおりプールの許可経営者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

（1） 住所

（2） 氏名

（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

2 譲渡の年月日

3 プールの名称

4 プールの所在地

添付書類

（1） プールの経営の譲渡が行われたことを証する書類

（2） 届出者が法人の場合は、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第3号の2様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第109号

杉並区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

杉並区旅館業法施行細則（昭和55年杉並区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7号」を「第6号」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（承継承認申請等）

第3条の2 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、第4号の2様式とする。

2 区長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、第4号の3様式による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

第4条の見出しを削り、同条第2項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第5条第2項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

第1号様式中

「 7 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合
にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨（別紙のとおり） を
8 管理者の氏名 」

「 7 管理者の氏名 」 に

改める。

第4号様式の次に次の2様式を加える。

年 月 日

杉並区長 宛

<譲受人> 住 所

氏 名

電 話

<譲渡人> 住 所

氏 名

電 話

〔 法人にあつては、名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名 〕

旅館業営業承継承認申請書

旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 譲受人（法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - （1） 住所
 - （2） 氏名
 - （3） 生年月日
- 2 譲渡人（法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - （1） 住所
 - （2） 氏名
- 3 譲渡の予定年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- （1） 旅館業の譲渡を証する書類
- （2） 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款の写し及び登記事項証明書

第 号

旅館業営業承継承認書

<譲受人> 住 所

氏 名

<譲渡人> 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び事務所の所在地）

年 月 日付けで申請のあつた旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

杉並区長

印

記

- 1 譲受人（法人にあつては、名称及び事務所の所在地）
 - （1） 住所
 - （2） 氏名
- 2 譲渡人（法人にあつては、名称及び事務所の所在地）
 - （1） 住所
 - （2） 氏名
- 3 施設 の 名 称
- 4 施設 の 所 在 地
- 5 条 件

(裏)

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式及び第5号の2様式中「あて」を「宛」に、「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第6号様式及び第6号の2様式を次のように改める。

（表）

第	号
旅館業営業承継承認書	
名 称	
事務所の所在地	
年 月 日付で申請のあつた旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の3の規定により下記のとおり承認します。	
年 月 日	
杉並区長	
印	
記	
1	合併により消滅する法人
(1)	名称
(2)	事務所の所在地
2	合併後存続する法人又は合併により設立される法人
(1)	名称
(2)	事務所の所在地
3	施設 の 名 称
4	施設の所在地
5	条 件

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表）

第	号
旅館業営業承継承認書	
名 称	
事務所の所在地	
年 月 日付けで申請のあつた旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の3の規定により下記のとおり承認します。	
年 月 日	
杉並区長	
印	
記	
1	分割前の法人
(1)	名称
(2)	事務所の所在地
2	分割により旅館業を承継する法人
(1)	名称
(2)	事務所の所在地
3	施設の名称
4	施設の所在地
5	条 件

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。
第8号様式を次のように改める。

第 号

旅館業営業承継承認書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあつた旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の4の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

杉並区長 印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）を譲り受けた者による営業の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第5号様式、第5号の2様式及び第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第110号

杉並区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

杉並区公衆浴場法施行細則（昭和55年杉並区規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第6号」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（承継の届出）

第4条の2 省令第1条の2の規定による届出をしようとする者は、第4号の2様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

第5条の見出しを削る。

第1号様式中

「 9 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨（別紙のとおり） 」を

削る。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

杉並区長宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話（ ）

（法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

（法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

2 譲渡の年月日

3 公衆浴場の名称

4 公衆浴場の所在地

添付書類

(1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款の写し及び登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業の譲渡があった場合における当該浴場業を譲り受けた者による営業の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第111号

杉並区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区興行場法施行条例施行規則（昭和59年杉並区規則第82号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書及び第7号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（承継の届出）

第3条の2 条例第3条第3項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第4号の2様式による興行場営業承継届を区長に提出しなければならない。

- （1）届出者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- （2）興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- （3）譲渡の年月日
- （4）興行場の名称及び所在地

2 前項の興行場営業承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合は、届出者の登記事項証明書

第4条の見出しを削る。

第1号様式中

「 7 杉並区興行場法施行条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨 別紙のとおり 」を

削る。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

杉並区長宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話（ ）

（法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

興 行 場 営 業 承 継 届

杉並区興行場法施行条例第3条第3項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

（法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

2 譲渡の年月日

3 興行場の名称

4 興行場の所在地

添付書類

(1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合は、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者による営業の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第112号

杉並区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「あて」を「宛」に、
「相続
合併
分割」を「譲渡
相続
合併
分割」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第6様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による特定空家等に対する措置の代執行に要した費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第113号

杉並区空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による特定空家等に対する措置の代執行に要した費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

杉並区空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による特定空家等に対する措置の代執行に要した費用の徴収に関する規則（令和元年杉並区規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第114号

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（ICカード）

第10条 条例第7条第2項に規定する規則で定めるICカードは、杉並区温水プールICカード（第14号様式）によるものとする。

2 条例第7条第2項の規則で定める期間は、次に掲げる日のうち最も遅い日から起算して5年間とする。ただし、機器の更新等によりICカードを使用することができなくなる場合にあっては、区長が別に定める日までとする。

（1） 条例第7条第2項（条例第19条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりICカードを使用した日

（2） 条例第7条第3項（条例第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりICカードに記録された利用可能金額に条例別表第5に定める額を加えた日

（3） 杉並区立学校施設使用料条例（昭和39年杉並区条例第4号）第2条第3項の規定によりICカードを使用した日

（4） 杉並区立学校施設使用料条例第2条第4項の規定によりICカードに記録された利用可能金額に同条例別表第3に定める額を加えた日

第10条の次に次の5条を加える。

（利用可能金額の上限）

第10条の2 条例第7条第3項ただし書の規則で定める額は、1万5,000円とする。

（ICカードの交付）

第10条の3 ICカードの交付は、当該ICカードの交付を受けようとする者が条例第7条第3項の規定により条例別表第5の左欄に掲げる金額を納付し、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えた後に行うものとする。

(ICカードの貸与等の制限)

第10条の4 ICカードの交付を受けた者は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(ICカードの使用の停止等)

第10条の5 区長は、ICカードの交付を受けた者がICカードを不正に使用した場合その他区長が必要と認めた場合は、当該ICカードの使用を停止し、若しくは制限し、又は当該ICカードの返還を求めることができる。

(利用可能金額の払戻し)

第10条の6 ICカードに記録された利用可能金額の払戻しは、行わない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第17条中「第19条及び」を「第10条から第10条の5まで及び第19条並びに」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第35号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規則で定める日は、令和7年9月30日とする。

附則に次の3項を加える。

3 改正条例の施行の際現に交付された改正条例による改正前の条例第7条第2項に規定する使用券（以下「旧使用券」という。）については、令和7年9月30日までの間は、条例第19条第2項の規定により区長が使用料を徴収する場合における条例別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の使用料の納付（杉並区大宮前体育館及び杉並区上井草温水プールに係るものに限る。）について、これを使用することができる。

4 改正条例の施行の際現に交付された旧使用券を有する者は、杉並区高井戸温水プールにおいて、別に定めるところにより、当該旧使用券と引換えに、ICカー

ドに記録された利用可能金額に当該旧使用券の残高に相当する額を加えることを求めることができる。この場合において、第10条の3の規定は、適用しない。

- 5 前項の規定によりICカードに記録された利用可能金額に同項に規定する旧使用券の残高に相当する額を加えた場合における当該ICカードに対する第10条第2項第2号の規定及び杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和61年杉並区教育委員会規則第9号）第6条第2項第4号の規定の適用については、第10条第2項第2号中「加えた日」とあるのは「加えた日又は附則第4項の規定によりICカードに記録された利用可能金額に同項に規定する旧使用券の残高に相当する額を加えた日」と、同規則第6条第2項第4号中「加えた日」とあるのは「加えた日又は杉並区体育施設等に関する条例施行規則附則第4項の規定によりICカードに記録された利用可能金額に同項に規定する旧使用券の残高に相当する額を加えた日」とする。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第10条関係）

（表）



（裏）

- 注 意 —————
- 1 本カードは、杉並区温水プールの自動券売機に限り使用できます。
 - 2 本カードで入場券を購入してください。本カードでは、入場できません。
 - 3 本カードの残高は、自動券売機で確認できます。残高が不足している場合は、自動券売機でチャージしてください。
 - 4 本カードにチャージできる金額の上限は、1万5,000円です。
 - 5 本カードは、チャージ又は入場券の購入のいずれかを最後に行った日の翌日から起算して5年後に失効します。
 - 6 本カードの払戻し及び換金はできません。
 - 7 本カードを他人に貸与し、又は譲渡することを禁じます。
 - 8 本カードを折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
 - 9 本カードは、破損、紛失等による再発行はできませんので、大切に保管してください。

附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。

杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第115号

杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区印鑑条例施行規則（昭和50年杉並区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第8条の2（見出しを含む。）中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（申請者が本人であることを示す措置）

第8条の3 条例第20条第2項の規則で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

- （1） 個人番号カードを使用する場合 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力
- （2） 移動端末設備を使用する場合 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第116号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第2条中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を、「この条」の次に「及び次条」を加え、「を使用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力することにより」を「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下「移動端末設備」という。）を使用して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により証明書等の交付を受けようとする者は、申請に当たっては、個人番号カードを使用する場合にあっては個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を、移動端末設備を使用する場合にあっては移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力しなければならない。

第2条の2第1項中「を使用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力することにより」を「又は移動端末設備を使用して」に改め、「戸籍の附票の写し」の次に「（以下「戸籍証明書等」という。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「戸籍証明書又は戸籍の附票の写し」を「戸籍証明書等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により戸籍証明書等の交付を受けようとする者について準用する。

第3条中「証明書等」の次に「又は戸籍証明書等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年12月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第117号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第39号）の施行期日は、令和5年12月20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第118号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式目次中「第4号様式 特例対象被保険者等に係る届書 条例第24条の3」

「第4号様式 特例対象被保険者等に係る届書 条例第24条の3
を に改める。

第4号の2様式 出産被保険者に関する届書 条例第24条の4」

第4号様式の次に次の1様式を加える。

出産被保険者に関する届書

杉並区長 宛

杉並区国民健康保険条例第18条の4に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届 出 年 月 日				
世帯主	フリガナ			
	氏 名			
	個人番号 (マイナンバー)			
	生 年 月 日			
	住 所			
	連 絡 先			
出産被保険者	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ			
	世帯主ではない場合	フリガナ		
		氏 名		
		個人番号 (マイナンバー)		
		生 年 月 日		
		住 所		
出産（予定）年月日				
単胎・多胎の別				
届書に添付する資料				
届出代理人 <small>※届出人が世帯主以外の場合に記入してください。</small>	フリガナ		世帯主との続柄 ()	
	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先			

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第119号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条ただし書中「場合」の次に「又は児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日（第2条に規定する程度の障害の状態にある者にあつては、20歳に達する日の前日）を経過した場合」を加える。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第18条関係）

現 況 届		杉並区長 宛		年 月 日	NO.			
ひとり親家庭等医療費助成制度の現況を届け出ます。								
受 給 者	住 所				生 活 保 護	受給 年 月～・非受給・申請中		
	フリガナ 氏 名				児 童 育 成 手 当	受給 年 月～・非受給・申請中		
	生年月日		電 話		児 童 扶 養 手 当	受給 非受給・申請中 いつから 番号		
対 象 者	NO.	氏 名	生 年 月 日	続 柄	同居・ 別居の 別	他の公費医療費 助成の有無	対象・非対象 の 別	
			/	本人	/	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
			. .		同居 別居	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
			. .		同居 別居	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
			. .		同居 別居	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
			. .		同居 別居	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
			. .		同居 別居	障 有・無 子ども 有・無	対 象 非対象	
児童に障害があるとき		氏名			障害名			
加 入 医 療 保 険	保 険 の 種 類	被保険者（世帯主・組合員）名						
	被 保 険 者 等 記号・番号等				資 格 取 得 年 月 日			
	保 険 者 名	番 号	名 称					
配 偶 者 氏 名					扶 養 義 務 者 氏 名			
扶 養 義 務 者 氏 名					扶 養 義 務 者 氏 名			
ひとり親家庭等に係る医療費の助成を受ける資格に関する審査のため、区が必要な年度の地方 税関係情報を取得し、及び区が保有する個人情報を利用することに同意します。								
同意者 _____ 同意者 _____								

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第8号様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第120号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則（昭和40年杉並区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が、区長の承認を受けた場合には、その者」を「は、その者」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

様式目次中「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」及び「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認通知書」を「削除」に、「都民税減免」を「都民税・森林環境税減免」に、「都民税特別徴収税額」を「都民税・森林環境税特別徴収税額」に、「特別徴収納入書」を「・森林環境税特別徴収納入書」に、「税額決定」を「・森林環境税税額決定」に、「都民税普通徴収分用」を「都民税・森林環境税普通徴収分用」に、「都民税特別徴収分用」を「都民税・森林環境税特別徴収分用」に、「通知書・充当」を「又は委託納付通知書・委託納付」に改める。

第6号様式及び第6号の2様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

(表)

杉並区長宛 年 月 日提出	年度分 特別区民税・都民税申告書	整理番号
年1月1日現在の住所 杉並区 丁目 番 号	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日
現住所	個人番号	電話 ()

あなたの 年1月1日から12月31日までの収入等の状況について記入してください。
①給与・公的年金等に係る所得の記入欄（給与・公的年金等以外の所得があつた方は、裏面④に記入してください。）

給与の収入	勤務先の名称・所在地	勤務先の電話番号	勤務月	収入金額（賞与を含む。）
			月～月	円
			月～月	円
	給与収入の合計			円

公的年金等の収入	種類（該当する番号を○で囲んでください。）	収入金額	
	1.（厚生・国民・共済）年金 2. その他（名称）	円	
	1.（厚生・国民・共済）年金 2. その他（名称）	円	
	1.（厚生・国民・共済）年金 2. その他（名称）	円	
	公的年金等の収入金額の合計		円

③所得控除等の記入欄（雑損控除・小規模企業共済等掛金控除のあつた方は、裏面⑨に記入してください。）

医療費控除 (明細書の添付が必要)	支払った医療費等	補填される金額	差引負担額
	円	円	円
<input type="checkbox"/> 特例（セルフメディケーション税制）を選択する。			
社会保険料控除 (国民年金保険料は証明書の添付が必要)	納付書や口座振替で支払った社会保険料	給与から差し引かれた社会保険料	支払額合計
	国民健康保険料	円	円
	国民年金保険料	円	年金から差し引かれた社会保険料
	その他 (後期高齢者医療保険料や介護保険料など)	円	円
生命保険料控除 (証明書の添付が必要)	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
	円	円	円
	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	円	円	支払額合計 円
地震保険料控除 (証明書の添付が必要)	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	支払額合計
	円	円	円
本人該当の控除 (該当するものを選んでください。)	障害者控除 1. 普通障害者 2. 特別障害者	寡婦控除 1. 死別 2. 離婚 3. 生死不明 4. 未帰還	ひとり親控除 (在学証明書の添付が必要) <input type="checkbox"/>
	学校名		
同一生計配偶者 配偶者控除 配偶者特別控除 (該当する番号を○で囲んでください。別居の場合は、裏面⑩にも氏名・住所を記入してください。)	フリガナ 氏 名	個人番号	生年月日
			年 月 日
	居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度
			1. 普通障害 2. 特別障害
扶養控除 (配偶者を除く。) (該当する番号を○で囲んでください。別居の場合は、裏面⑩にも氏名・住所を記入してください。)	フリガナ 氏 名	続柄	個人番号
			生年月日
			年 月 日
	居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度
16歳未満の扶養親族 (控除対象外) (該当する番号を○で囲んでください。別居の場合は、裏面⑩にも氏名・住所を記入してください。)	フリガナ 氏 名	続柄	個人番号
			生年月日
			年 月 日
	居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度

(裏)

●所得控除の額の合計額

円

④給与・公的年金等に係る所得以外の所得の記入欄 ※ 分離課税に係る所得については、課税課にお問い合わせください。

Table with columns: 種類, 収入の内容等, 収入金額(A), 必要経費(B), 特別控除額(C), 所得金額(A-B-C). Rows include 事業 (営業等, 農業), 不動産, 利子, 配当, 雑(公的年金等を除く), 総合譲渡 (短期, 長期).

⑤給与・公的年金等に係る所得以外 (年 4 月 1 日において 6 5 歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る特別区民税・都民税の納税方法 (該当する番号を○で囲んでください。)

1. 給与から差引き(特別徴収) 2. 自分で納付(普通徴収)

⑥配当所得の内訳 (証明書添付)

⑦配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 会社名, 収入金額, 必要経費, 源泉徴収税額等 (所得税, 住民税), 支払確定年月.

Table with columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

⑧寄附金に関する事項

Table with columns: 寄附金額, 都道府県・市区町村分 (特例控除対象), 東京都, 条例指定分, 東京都, 杉並区.

⑨雑損控除・小規模企業共済等掛金控除に関する事項

⑩事業専従者に関する事項 (青色、白色)

Table with columns: 雑損控除 (損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類), 損害金額 (保険金などで補填される金額, 差引損失額のうち災害関連支出の金額), 小規模企業共済等掛金控除 (小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金, 確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金等, 地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金の支払額合計).

Table with columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 個人番号 (生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除)額).

⑪住所が杉並区外にある方の記入欄 ア. 杉並区内に事務所・事業所・家屋敷のある方の場合

⑫事業税に関する事項

Table with columns: 種類, 事務所/事業所/家屋敷(持家・アパート・賃貸マンション), 所在地, 杉並区, 丁目, 番号, 方, 事業所名又は屋号, 電話番号.

Table with columns: 非課税所得等, 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失等, 資産の種類, 損失額・被災損失額(白), 前年中の開(廃)業, 開始・廃止, 他都道府県の事務所等, 有・無.

イ. 勤務先に届けた住所が「杉並区外」の方の場合

⑬既に申告書を提出している方の記入欄

Table with columns: 勤務先の名称, 勤務先の所在地, 電話番号, 勤務先に届けた住所.

Table with columns: 提出先, 税務署 市区町村, 提出年月日, 年, 申告住所.

⑭別居している同一生計配偶者及び扶養親族に関する事項

⑮所得金額調整控除に関する事項

Table with columns: 氏名, 住所, 国外居住 (配偶者, 30歳未満又は70歳以上, 留学, 障害者, 3.8万以上の支払).

Table with columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 個人番号 (生年月日, 特別障害該当, 有・無, 居住状況, 同居・別居).

⑯提出者

Table with columns: 住所, 氏名, 本人との関係, 電話番号.

第6号の2様式 (第5条関係)

(表)

杉並区長 宛 年 月 日提出 年度分 特別区民税・都民税申告書

整理番号	
生年月日	年 月 日
電話	()

フリガナ	氏名
年1月1日現在の住所	
杉並区 丁目 番 号	
個人番号	

あなたの 年1月1日から12月31日までの収入等の状況について記入してください。
 ①給与・公的年金等に係る所得の記入欄 (給与・公的年金等以外の所得があつた方は、裏面④に記入してください。)

給与の収入	勤務先の名称・所在地	勤務先の電話番号	勤務月	収入金額 (賞与を含む。)
			月 ~ 月	円
			月 ~ 月	円
給与収入の合計				円

公的年金等の収入	種類 (該当する番号を○で囲んでください。)	収入金額
遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは②に記入してください。	1. (厚生・国民・共済) 年金 2. その他 (名称)	円
	1. (厚生・国民・共済) 年金 2. その他 (名称)	円
	1. (厚生・国民・共済) 年金 2. その他 (名称)	円
公的年金等の収入金額の合計		円

②所得がなかった方の記入欄

※最も当てはまるもの一つに御記入ください。この欄は、国民健康保険料等、公的手当受給等の基礎資料となります。

ア. 下記の者からの扶養又は援助	ウ. 雇用保険法による失業給付 (年中に退職した方は、①に給与を記入してください。)
住所	エ. 生活保護法による生活扶助 (年 月から受給)
氏名 続柄	オ. その他
イ. 遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等	1. 預貯金 2. 手当 3. その他 ()

③所得控除等の記入欄

本人該当の控除 (該当するものを 選んでください。)	障害者控除		寡婦控除		ひとり親 控除	勤労学生控除 (在学証明書等の 添付が必要)	学校名
	1. 普通障害者 2. 特別障害者		1. 死別 2. 離婚 3. 生死不明 4. 未帰還		<input type="checkbox"/>		
同一生計配偶者 配偶者控除 配偶者特別控除 (該当する番号を○で囲んで ください。別居の場合は、 裏面④にも氏名・住所を 記入してください。)	フリガナ 氏 名		個人番号		生年月日		
	フリガナ 氏 名		個人番号		生年月日		
扶 養 控 除 (配偶者を除く。)	フリガナ 氏 名		続柄		個人番号		
	フリガナ 氏 名		続柄		個人番号		
16歳未満の 扶 養 親 族 (控除対象外)	フリガナ 氏 名		続柄		個人番号		
	フリガナ 氏 名		続柄		個人番号		
配偶者の課税 対象の収入 (所得)	1. 無 2. 有	給与収入 円	その他の 収入 (所得) 円		所得の種類 所得金額 円		
	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
居住の状況	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				
	1. 同居 2. 別居	障害の程度	1. 普通障害 2. 特別障害				

(裏)

④給与・公的年金等に係る所得以外の所得の記入欄 ※ 分離課税に係る所得については、課税課にお問い合わせください。

種類		収入の内容等	収入金額(A)	必要経費(B)	特別控除額(C)	所得金額(A-B-C)
事業	営業等		円	円	青色申告特別控除額 円	円
	農業		円	円	青色申告特別控除額 円	円
不動産			円	円	青色申告特別控除額 円	円
利子			円	円		円
配当		下の⑥に内訳を記入してください。	円	円		円
雑 (公的年金等を除く。)	業務		円	円		円
	その他		円	円		円
総合譲渡(短期)			円	円	特別控除額 円	円
総合譲渡(長期) 一時			円	円	特別控除額 円 × 1/2	円

⑩別居している同一生計配偶者及び扶養親族に関する事項

氏名	住所	国外居住
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万以上の支払

⑪提出者

住所		
氏名		本人との関係
電話番号	()	

第6号の11様式及び第6号の12様式を次のように改める。

第6号の11様式及び第6号の12様式 削除

第12号様式中「減免申請書」を「・森林環境税減免申請書」に、「の減免」を
「及び森林環境税の減免」に改め、「特別区民税
都民税」を削る。

第12号の2様式を次のように改める。

第12号の2様式（第12条関係）

特別区民税・都民税・森林環境税減免可否決定通知書					
第 年 月 日 号					
様					
杉並区長 印					
年 月 日付けで申請のあつた特別区民税・都民税及び森林環境税の減免について、下記のとおり決定したので通知します。					
記					
税 目 等	年 度	税 目	徴 収 区 分		
	年 度		普通徴収	通知書番号	
			特別徴収	指定番号	宛名番号
減 免 の 可 否					
減 免 税 額 等	区 分	合 計 税 額	特別区民税	都 民 税	森林環境税
	減 免 前 の 税 額	円	円	円	円
	減 免 税 額	円	円	円	円
	減 免 後 の 税 額	円	円	円	円
備 考					
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					

第13号様式中「都民税 特別徴収税額の」を「都民税・森林環境税 特別徴収税額の」に、「第41条」を「第41条、第319条」に、「都民税の」を「都民税及び森林環境税の」に改める。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得	課税標準	総所得額③													
	その他の所得計			山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡		上場株式等の配当等	先物取引												
雑損				控除				課税標準	控除													
医療費				配偶者					繰越損失	扶養親族該当区分本人該当区分												
社会保険料				配偶者特別						繰越損失	特定 同老 老人 16歳未満 その他 同障 特障 他障 未成年者 特障 他障 寡婦 ひとり親 勤労学生											
小規模企業共済				扶養							繰越損失											
生命保険料				基礎								繰越損失										
地震保険料				所得控除合計②				繰越損失														
(摘要)																						

特別区民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
控除不足額⑩			
既充当・既委託納付額⑪			
既納付額⑫			
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)			
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

年月日	杉並区長 印															
納付額	6月分				9月分				12月分				3月分			
	7月分				10月分				1月分				4月分			
	8月分				11月分				2月分				5月分			

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得	課税標準	総所得額③													
	その他の所得計			山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡		上場株式等の配当等	先物取引												
雑損				控除				課税標準	控除													
医療費				配偶者					繰越損失	扶養親族該当区分本人該当区分												
社会保険料				配偶者特別						繰越損失	特定 同老 老人 16歳未満 その他 同障 特障 他障 未成年者 特障 他障 寡婦 ひとり親 勤労学生											
小規模企業共済				扶養							繰越損失											
生命保険料				基礎								繰越損失										
地震保険料				所得控除合計②				繰越損失														
(摘要)																						

特別区民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
控除不足額⑩			
既充当・既委託納付額⑪			
既納付額⑫			
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)			
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

年月日	杉並区長 印															
納付額	6月分				9月分				12月分				3月分			
	7月分				10月分				1月分				4月分			
	8月分				11月分				2月分				5月分			

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得	課税標準	総所得額③													
	その他の所得計			山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡		上場株式等の配当等	先物取引												
雑損				控除				課税標準	控除													
医療費				配偶者					繰越損失	扶養親族該当区分本人該当区分												
社会保険料				配偶者特別						繰越損失	特定 同老 老人 16歳未満 その他 同障 特障 他障 未成年者 特障 他障 寡婦 ひとり親 勤労学生											
小規模企業共済				扶養							繰越損失											
生命保険料				基礎								繰越損失										
地震保険料				所得控除合計②				繰越損失														
(摘要)																						

特別区民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割⑥		
	均等割⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
控除不足額⑩			
既充当・既委託納付額⑪			
既納付額⑫			
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)			
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

年月日	杉並区長 印															
納付額	6月分				9月分				12月分				3月分			
	7月分				10月分				1月分				4月分			
	8月分				11月分				2月分				5月分			

◎税額の計算方法

◎所得控除	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除等	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
旧長期契約	
支払金額	控除額
地震保険料	
旧長期契約	

配偶者控除	
所得金額	控除額
配偶者特別控除	
障害者控除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	
寡婦控除	
ひとり親控除	
勤労学生控除	
扶養控除	
基礎控除	

◎税額控除(調整控除)				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
控除の種類		金額	控除の種類	金額
基礎控除			配偶者控除	一般
障害者控除	普通		老人	
	特別		配偶者特別控除	48万円超50万円未満
	同居特別		控除	50万円以上55万円未満
寡婦控除			一般	
			特定	
ひとり親控除	父		扶養控除	老人
	母			
勤労学生控除			同居老親等	

◎税額控除(配当控除)				
課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
種類				
利益の配当等				
外貨建等以外の証券投資信託				
外貨建等証券投資信託				
◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)				
特別区民税				
都民税				
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)				
区分		特別区民税	都民税	
配当割又は株式等譲渡所得割				

◎税額控除(寄附金税額控除)			
----------------	--	--	--

- ◎税率
- 均等割
 - 特別区民税 円 都民税 円
 - 所得割(総合課税分)
 - 特別区民税 % 都民税 %
 - 森林環境税 1,000円

◎税額の計算方法

◎所得控除	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除等	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
旧長期契約	
支払金額	控除額
地震保険料	
旧長期契約	

配偶者控除	
所得金額	控除額
配偶者特別控除	
障害者控除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	
寡婦控除	
ひとり親控除	
勤労学生控除	
扶養控除	
基礎控除	

◎税額控除(調整控除)				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
控除の種類		金額	控除の種類	金額
基礎控除			配偶者控除	一般
障害者控除	普通		老人	
	特別		配偶者特別控除	48万円超50万円未満
	同居特別		控除	50万円以上55万円未満
寡婦控除			一般	
			特定	
ひとり親控除	父		扶養控除	老人
	母			
勤労学生控除			同居老親等	

◎税額控除(配当控除)				
課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
種類				
利益の配当等				
外貨建等以外の証券投資信託				
外貨建等証券投資信託				
◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)				
特別区民税				
都民税				
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)				
区分		特別区民税	都民税	
配当割又は株式等譲渡所得割				

◎税額控除(寄附金税額控除)			
----------------	--	--	--

- ◎税率
- 均等割
 - 特別区民税 円 都民税 円
 - 所得割(総合課税分)
 - 特別区民税 % 都民税 %
 - 森林環境税 1,000円

◎税額の計算方法

◎所得控除	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除等	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
旧長期契約	
支払金額	控除額
地震保険料	
旧長期契約	

配偶者控除	
所得金額	控除額
配偶者特別控除	
障害者控除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	
寡婦控除	
ひとり親控除	
勤労学生控除	
扶養控除	
基礎控除	

◎税額控除(調整控除)				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
控除の種類		金額	控除の種類	金額
基礎控除			配偶者控除	一般
障害者控除	普通		老人	
	特別		配偶者特別控除	48万円超50万円未満
	同居特別		控除	50万円以上55万円未満
寡婦控除			一般	
			特定	
ひとり親控除	父		扶養控除	老人
	母			
勤労学生控除			同居老親等	

◎税額控除(配当控除)				
課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
種類				
利益の配当等				
外貨建等以外の証券投資信託				
外貨建等証券投資信託				
◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)				
特別区民税				
都民税				
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)				
区分		特別区民税	都民税	
配当割又は株式等譲渡所得割				

◎税額控除(寄附金税額控除)			
----------------	--	--	--

- ◎税率
- 均等割
 - 特別区民税 円 都民税 円
 - 所得割(総合課税分)
 - 特別区民税 % 都民税 %
 - 森林環境税 1,000円

第15号様式 (第14条関係)

(その1)
(表)

個人特別区民税 杉並区 個人 都 民 税 領収証書 ㊟ 森 林 環 境 税	個人特別区民税 杉並区 個人 都 民 税 納入書 (原符) ㊟ 森 林 環 境 税	個人特別区民税 杉並区 個人 都 民 税 納入済通知書 ㊟ 森 林 環 境 税																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td colspan="2">加入者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定番号</td> <td colspan="3">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む。)</td> <td colspan="3">億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 目計</td> <td>口</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計額</td> <td></td> </tr> </table>	市区町村コード		口座番号	加入者名					杉並区会計管理者		指定番号		納入金額(1) 円			年 月分					納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円			退職所得分				延滞金				合計額				納期限 年 月 日					※ 目計		口	円				合計額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td colspan="2">加入者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定番号</td> <td colspan="3">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む。)</td> <td colspan="3">億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 目計</td> <td>口</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計額</td> <td></td> </tr> </table>	市区町村コード		口座番号	加入者名					杉並区会計管理者		指定番号		納入金額(1) 円			年 月分					納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円			退職所得分				延滞金				合計額				納期限 年 月 日					※ 目計		口	円				合計額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td colspan="2">加入者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定番号</td> <td colspan="3">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む。)</td> <td colspan="3">億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">取りまとめ店</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計額</td> <td></td> </tr> </table>	市区町村コード		口座番号	加入者名					杉並区会計管理者		指定番号		納入金額(1) 円			年 月分					納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円			退職所得分				延滞金				合計額				納期限 年 月 日					取りまとめ店							合計額		
市区町村コード		口座番号	加入者名																																																																																																																																																											
			杉並区会計管理者																																																																																																																																																											
指定番号		納入金額(1) 円																																																																																																																																																												
年 月分																																																																																																																																																														
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																																																																																																																												
	退職所得分																																																																																																																																																													
	延滞金																																																																																																																																																													
	合計額																																																																																																																																																													
納期限 年 月 日																																																																																																																																																														
※ 目計		口	円																																																																																																																																																											
		合計額																																																																																																																																																												
市区町村コード		口座番号	加入者名																																																																																																																																																											
			杉並区会計管理者																																																																																																																																																											
指定番号		納入金額(1) 円																																																																																																																																																												
年 月分																																																																																																																																																														
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																																																																																																																												
	退職所得分																																																																																																																																																													
	延滞金																																																																																																																																																													
	合計額																																																																																																																																																													
納期限 年 月 日																																																																																																																																																														
※ 目計		口	円																																																																																																																																																											
		合計額																																																																																																																																																												
市区町村コード		口座番号	加入者名																																																																																																																																																											
			杉並区会計管理者																																																																																																																																																											
指定番号		納入金額(1) 円																																																																																																																																																												
年 月分																																																																																																																																																														
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																																																																																																																												
	退職所得分																																																																																																																																																													
	延滞金																																																																																																																																																													
	合計額																																																																																																																																																													
納期限 年 月 日																																																																																																																																																														
取りまとめ店																																																																																																																																																														
		合計額																																																																																																																																																												
(特別徴収義務者) 領収日付印 様	(特別徴収義務者) 領収日付印	(特別徴収義務者) 領収日付印																																																																																																																																																												
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)	上記のとおり納入します。 (金融機関保管・店舗控)	上記のとおり通知します。 (主管所保管・本部控)																																																																																																																																																												

(裏)

		納入場所
--	--	------

(その2)

杉並区											
領収証書 ㊦											27
市区町村コード											
振替口座											
加入者		杉並区会計管理者									
税目											
指定番号											
年度	月分	税額		延滞金							
合計金額		十億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収義務者所在地名称											
様											
指定納期限		年 月 日									
上記のとおり領収しました。		領収日付印									
納入場所											
(納税者保管)											

杉並区											
納入書 (原符) ㊦											27
市区町村コード											
振替口座											
加入者		杉並区会計管理者									
税目											
指定番号											
年度	月分	税額		延滞金							
合計金額		十億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収義務者所在地名称											
様											
指定納期限		年 月 日									
上記のとおり納入します。		領収日付印									
※ 日計											
(金融機関保管・店舗控)											

杉並区											
納入済通知書 ㊦											27
市区町村コード											
振替口座											
加入者		杉並区会計管理者									
税目											
指定番号											
年度	月分	税額		延滞金							
合計金額		十億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収義務者所在地名称											
納											
指定納期限		年 月 日									
取りまとめ店		領収日付印									
(主管所保管・本部控)											

(その3)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">77</td> <td style="width: 60%;">杉並区 納付(納入)済通知書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">通常払込料金 加入者負担</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座記号 番</td> <td>納入額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>取納機 関 番</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td>年度</td> <td>月分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">[]</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">CVS 取 納 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td>収納代行会社</td> </tr> </table>	77	杉並区 納付(納入)済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担	加入者名	口座記号 番	納入額			取納機 関 番	納付 番号	確認 番号	納付 区分		指定番号	年度	月分			税目	備考					領収日付印		[]	CVS 取 納 用		主管課	収納代行会社	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">杉並区原符兼 払込金受領証</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="3">杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>名称等</td> <td colspan="3" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納入額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td colspan="3">領収日付印</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[]</td> </tr> </table>	杉並区原符兼 払込金受領証	公	818		加入者名	杉並区会計管理者			口座記号番号				名称等				税目				指定番号				年度				月分				納入額				税額				延滞金				主管課	領収日付印				[]			<p style="text-align: center;">杉並区 特別区民税・都民税・森林環境税 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 60%; height: 100px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td>年度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">納入額 円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">月分</td> <td style="width: 30%;">税額</td> <td style="width: 30%;">延滞金</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">作成基準日</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">[]</td> </tr> </table>						指定番号	年度								納入額 円		月分	税額	延滞金		作成基準日		円	円				円	円				円	円				円	円				円	円			小計	円	円			領収日付印		[]
77	杉並区 納付(納入)済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担																																																																																																																																									
加入者名	口座記号 番	納入額																																																																																																																																											
取納機 関 番	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																																																																																										
指定番号	年度	月分																																																																																																																																											
税目	備考																																																																																																																																												
	領収日付印																																																																																																																																												
	[]																																																																																																																																												
CVS 取 納 用																																																																																																																																													
主管課	収納代行会社																																																																																																																																												
杉並区原符兼 払込金受領証	公	818																																																																																																																																											
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																																																																												
口座記号番号																																																																																																																																													
名称等																																																																																																																																													
税目																																																																																																																																													
指定番号																																																																																																																																													
年度																																																																																																																																													
月分																																																																																																																																													
納入額																																																																																																																																													
税額																																																																																																																																													
延滞金																																																																																																																																													
主管課	領収日付印																																																																																																																																												
	[]																																																																																																																																												
指定番号	年度																																																																																																																																												
				納入額 円																																																																																																																																									
	月分	税額	延滞金																																																																																																																																										
作成基準日		円	円																																																																																																																																										
		円	円																																																																																																																																										
		円	円																																																																																																																																										
		円	円																																																																																																																																										
		円	円																																																																																																																																										
	小計	円	円																																																																																																																																										
	領収日付印																																																																																																																																												
	[]																																																																																																																																												

第15号の3様式中「都民税」の次に「・森林環境税」を加える。
第16号様式を次のように改める。

第16号様式 (第15条関係)

(その1)

年度 特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定兼納税 通知書 (年度相当分)

様

通知書番号	
-------	--

あなたの税額を決定したので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

杉並区長

印

年税額(A)+(B)+(C)	
給与特別徴収税額(A)	
公的年金特別徴収税額(B)	
普通徴収税額(C)	

(単位:円)

期 別	普通徴収税額	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限					
税 額					
充 当 等 額					
納 付 済 額					
充 当 等 後 差引納付額					

問 合 せ 先

(その2)

年度 特別区民税・都民税・森林環境税

課税明細書 (年度相当分)

通知書番号

(1) 所得金額の内訳 (単位:円)

収入		
総合課税所得		
	総所得合計	

◎分離課税所得

分離課税		
	繰越損失	
	合計所得	

(2) 所得控除額の内訳

控除金額		
	控除合計	

(3) 課税標準額

課税標準額	総所得	

(4) 合計税額

税額	区民税	都民税	森林環境税
年税額			

(5) 公的年金から特別徴収する額及び徴収月

公的年金からの特別徴収額	特別徴収義務者		
	特別徴収対象年金		
	支払者の法人番号		
	年 4月		翌年度仮特別徴収税額
	年 6月		
	年 8月		年 4月
年 10月		年 6月	
年 12月		年 8月	
年 2月			

(その3)

年度 特別区民税・都民税・森林環境税
 公的年金所得に係る特別徴収税額
 の決定通知書

様

通知書番号

(円)

あなたの税額を決定したので、地方税法第41条、第319条、
 第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

年 税 額 (A)+(B)	
給与特別徴収税額 (A)	
公的年金特別徴収税額 (B)	

年 月 日
 杉並区長

国

問合せ先

公的年金からの特別徴収税額

◎徴収済み又は
 徴収予定の仮特別徴収税額

徴 収 月	仮特別徴収税額 (円)
年 4 月	
年 6 月	
年 8 月	

◎ 年度公的年金特別徴収税額

徴 収 月	特別徴収税額 (円)
年 4 月	
年 6 月	
年 8 月	
年 1 0 月	
年 1 2 月	
年 2 月	

◎翌年度仮特別徴収税額

徴 収 月	仮特別徴収税額 (円)
年 4 月	
年 6 月	
年 8 月	

年度 特別区民税・都民税・森林環境税 課税明細書 (円)

収入		課税標準額				年 税 額
	総合課税所得		税 額	区 民 税	都 民 税	
分 離 課 税						
繰 越 損 失		計				
合 計 所 得						
控 除 金 額		◎特別徴収を行う公的年金				
	控 除 合 計		特別徴収義務者			
			特別徴収対象年金			
			支払者の法人番号			

(その4)

年度 (年度分)

特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定 通知書兼
納税 (税額決定)
公的年金特別徴収決定 (中止) 通知書

あなたの税額を決定したので、地方税法第41条、第319条、
第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

年 月 日

様

杉並区長

回

通知書番号

◎決定又は変更理由

年 税 額

◎普通徴収期割額 (円)
Table with columns: 期別, 納期限, 変更 (決定) 前の額, 変更 (決定) 後の額, 納付済額

◎給与特別徴収月割額 (円)
Table with columns: 区分, 変更 (決定) 前の額, 変更 (決定) 後の額

◎公的年金特別徴収月割額 (円)
Table with columns: 区分, 変更 (決定) 前の額, 変更 (決定) 後の額, 納付済額

◎特別徴収を行う公的年金

◎公的年金より徴収される翌年度の仮徴収税額
Table with columns: 徴収月, 特別徴収税額 (円)

◎所得及び所得控除 (円)
Table with columns: 区 分, 変更 (決定) 前の額, 変更 (決定) 後の額

◎課税標準額及び税額 (円)
Table with columns: 区分, 変更 (決定) 前の額, 変更 (決定) 後の額

◎口座振替による納付の場合

◎扶養・本人区分等

◎事務所情報

(その5)

根拠法令

納税義務者

所得金額及び所得控除額

均等割

所得割

森林環境税

税額控除

調整控除

配当控除

住宅借入金等特別税額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

寄附金税額控除

外国税額控除

納税義務者

納付方法

納期限までに納付されなかつた場合の措置

税率

猶予について

減免の申請について

教示（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第15条関連)

(その1)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">77</td> <td style="width: 60%;">杉並区 納付書兼納入済通知書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">通常払込料金 加入者負担</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> <td>口座記号 番</td> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取納機関 番</td> <td>13115</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>年度</td> <td>期別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td>納期限</td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">34</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">領 収 日 付 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CVS 収納用</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td></td> <td>収納代行会社</td> </tr> </table>	77	杉並区 納付書兼納入済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担	加入者名	杉並区会計管理者	口座記号 番	納付額		取納機関 番	13115	納付 番号	確認 番号	納付 区分	通知書番号		年度	期別		税目		納期限	備考		34		氏名		領 収 日 付 印	CVS 収納用			主管課		収納代行会社	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">杉並区原符兼 払込金受領証</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="3">杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">氏名</td> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>期 別</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主管課名</td> <td colspan="3">領 収 日 付 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table>	杉並区原符兼 払込金受領証	公	818		加入者名	杉並区会計管理者			口座記号番号				氏名				税 目			通知書番号				年 度				期 別				納付額				税 額				延滞金				納期限				主管課名	領 収 日 付 印							<p style="text-align: center;">杉並区 特別区民税・都民税・森林環境税 納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; height: 150px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">通知書番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">発付年月日</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">年 度</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">納付額</td> </tr> <tr> <td>期 別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>納付場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">領収証書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">領 収 日 付 印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記納付額を領収しました。</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table>		通知書番号		発付年月日			年 度		納付額	期 別			納期限			領収証書	領 収 日 付 印		上記納付額を領収しました。		
77	杉並区 納付書兼納入済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担																																																																																																														
加入者名	杉並区会計管理者	口座記号 番	納付額																																																																																																															
取納機関 番	13115	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																																																														
通知書番号		年度	期別																																																																																																															
税目		納期限	備考																																																																																																															
34																																																																																																																		
氏名		領 収 日 付 印																																																																																																																
CVS 収納用																																																																																																																		
主管課		収納代行会社																																																																																																																
杉並区原符兼 払込金受領証	公	818																																																																																																																
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																																																	
口座記号番号																																																																																																																		
氏名																																																																																																																		
	税 目																																																																																																																	
通知書番号																																																																																																																		
年 度																																																																																																																		
期 別																																																																																																																		
納付額																																																																																																																		
税 額																																																																																																																		
延滞金																																																																																																																		
納期限																																																																																																																		
主管課名	領 収 日 付 印																																																																																																																	
	通知書番号																																																																																																																	
発付年月日																																																																																																																		
年 度		納付額																																																																																																																
期 別																																																																																																																		
納期限																																																																																																																		
領収証書	領 収 日 付 印																																																																																																																	
上記納付額を領収しました。																																																																																																																		

(その2)

77	杉並区 納付(納入) 済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担
加入者名	杉並区会計管理者	口座記号 番	納付額	
取納機 番	13115	納付 番号	確認 番号	納付 区分
通知書番号		年度	期別	
税目		払込指定期限	備考	
34				
CVS 収納用				領 収 日 付 印
主管課		収納代行会社		

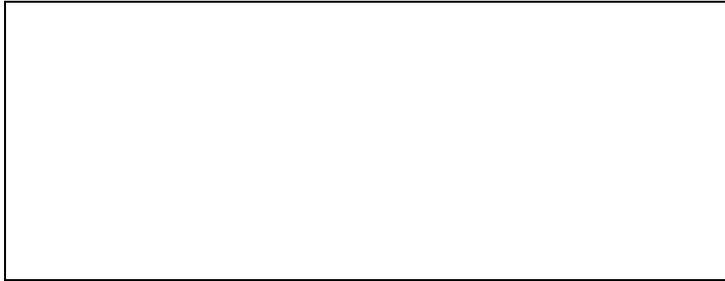
	杉並区原符兼 払込金受領証	公	818	
加入者名	杉並区会計管理者			
口座記号番号				
氏名				
税 目				
通知書番号				
年 度				
期 別				
納付額				
税 額				
延滞金				
払込指定期限				
主管課	領 収 日 付 印			

杉並区 特別区民税・都民税・森林環境税 領収証書				
通知書番号		年度		
				納付額
				円
作成基準日	期別	税額	延滞金	領 収 日 付 印
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小計	円	円	

第27号様式及び第27号の2様式を次のように改める。

第27号様式（第17条関連）

(表)



延滞金

滞納処分

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">77</td> <td style="width: 60%;">杉並区 納付（納入）済通知書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">通常払込料金 加入者負担</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td></td> <td>納付額</td> </tr> <tr> <td>取納機番</td> <td>13115</td> <td>納付番号</td> <td></td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>年度</td> <td></td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td>払込指定期限</td> <td></td> <td>備考</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">34</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">CVS 収納用</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td>収納代行会社</td> <td></td> </tr> </table>	77	杉並区 納付（納入）済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担	加入者名	杉並区会計管理者	口座番号		納付額	取納機番	13115	納付番号		確認番号	通知書番号		年度		期別	税目		払込指定期限		備考	34		CVS 収納用		領収日付印	主管課	収納代行会社		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">杉並区原符兼 払込金受領証</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">818</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払込指定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table>	杉並区原符兼 払込金受領証		公	818	加入者名	杉並区会計管理者	口座記号番号		氏名		税目		通知書番号		年度		期別		納付額		税額		延滞金		払込指定期限		主管課	領収日付印	<p style="text-align: center;">杉並区特別区民税・都民税・森林環境税 督促状 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>この督促状を發した日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">杉並区長 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">払込指定期限</p>				加入者名	杉並区会計管理者		口座番号			通知書番号		年度	年度			期別			この督促状を發した日			この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日			税額			延滞金			備考			納付額			領収日付印	
77	杉並区 納付（納入）済通知書	公	818	通常払込料金 加入者負担																																																																																																	
加入者名	杉並区会計管理者	口座番号		納付額																																																																																																	
取納機番	13115	納付番号		確認番号																																																																																																	
通知書番号		年度		期別																																																																																																	
税目		払込指定期限		備考																																																																																																	
34																																																																																																					
CVS 収納用		領収日付印																																																																																																			
主管課	収納代行会社																																																																																																				
杉並区原符兼 払込金受領証																																																																																																					
公	818																																																																																																				
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																																				
口座記号番号																																																																																																					
氏名																																																																																																					
税目																																																																																																					
通知書番号																																																																																																					
年度																																																																																																					
期別																																																																																																					
納付額																																																																																																					
税額																																																																																																					
延滞金																																																																																																					
払込指定期限																																																																																																					
主管課	領収日付印																																																																																																				
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																																				
口座番号																																																																																																					
通知書番号		年度																																																																																																			
年度																																																																																																					
期別																																																																																																					
この督促状を發した日																																																																																																					
この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日																																																																																																					
税額																																																																																																					
延滞金																																																																																																					
備考																																																																																																					
納付額																																																																																																					
領収日付印																																																																																																					

(裏)

督促状を発する根拠

地方税法第329条及び第335条並びに杉並区特別区税条例第9条

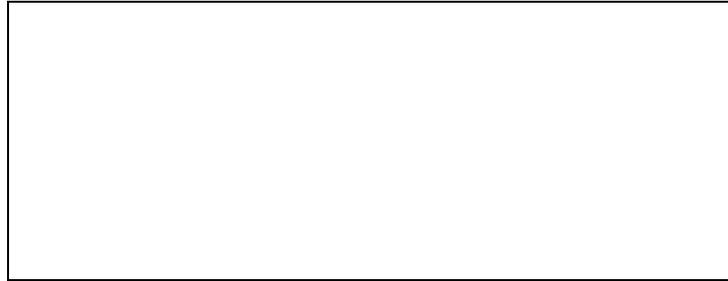
教示（審査請求及び処分の取消しの訴え）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号の2様式（第17条関係）

(表)



延滞金

滞納処分

<p>77 杉並区 納付（納入）済通知書</p> <p style="text-align: right;">公 818 通常払込料金 加入者負担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> <td>口座記号 番号</td> <td></td> <td>納入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取納機関 番号</td> <td>13115</td> <td>納付 番号</td> <td></td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> <td>年度</td> <td></td> <td>月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td>払込 指定期限</td> <td></td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称等</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">領 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>C/V/S 収納用</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td></td> <td>収納代行会社</td> </tr> </table>	加入者名	杉並区会計管理者	口座記号 番号		納入額		取納機関 番号	13115	納付 番号		確認 番号	納付 区分	指定番号		年度		月分		税目		払込 指定期限		備考		名称等		領 取 日 付 印	C/V/S 収納用			主管課		収納代行会社	<p>杉並区原符兼 払込金受領証</p> <p style="text-align: right;">公 818</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払込指定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td style="text-align: center;">領 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table>	加入者名	杉並区会計管理者	口座記号番号		名称等		税 目		指定番号		年 度		月 分		納入額		税 額		延滞金		払込指定期限		主管課	領 取 日 付 印			<p>杉並区 特別区民税・都民税・森林環境税 督促状 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">加入者名</td> <td>杉並区会計管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">月 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">この督促状を發した日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">延 滞 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">納 入 額</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">杉並区長 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">領 取 日 付 印</td> <td style="width: 90%; border: 2px solid black;"></td> </tr> </table> <p>払込指定期限</p>			加入者名	杉並区会計管理者	口座番号		指定番号		年 度		月 分		この督促状を發した日		この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日		税 額		延 滞 金		備 考		納 入 額		領 取 日 付 印	
加入者名	杉並区会計管理者	口座記号 番号		納入額																																																																																			
取納機関 番号	13115	納付 番号		確認 番号	納付 区分																																																																																		
指定番号		年度		月分																																																																																			
税目		払込 指定期限		備考																																																																																			
名称等		領 取 日 付 印																																																																																					
C/V/S 収納用																																																																																							
主管課		収納代行会社																																																																																					
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																						
口座記号番号																																																																																							
名称等																																																																																							
税 目																																																																																							
指定番号																																																																																							
年 度																																																																																							
月 分																																																																																							
納入額																																																																																							
税 額																																																																																							
延滞金																																																																																							
払込指定期限																																																																																							
主管課	領 取 日 付 印																																																																																						
加入者名	杉並区会計管理者																																																																																						
口座番号																																																																																							
指定番号																																																																																							
年 度																																																																																							
月 分																																																																																							
この督促状を發した日																																																																																							
この督促状を發した日から 起算して10日を経過した日																																																																																							
税 額																																																																																							
延 滞 金																																																																																							
備 考																																																																																							
納 入 額																																																																																							
領 取 日 付 印																																																																																							

(裏)

督促状を発する根拠

地方税法第329条及び第335条並びに杉並区特別区税条例第9条

教示（審査請求及び処分の取消しの訴え）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号の3様式（表）中「第334条」を「第335条」に改める。

第47号様式（その1）、（その3）及び（その4）中「都民税」の次に「・森林環境税」を「第17条の4」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条」を加える。

第47号の2様式を次のように改める。

第47号の2様式（第28条関係）

（その1）

様

以下のとおり特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）の過誤納金を地方税法第17条の2又は第17条の2の2及び第17条の4により充当し、又は委託納付しましたので通知します。

年 月 日

杉並区長

印

過誤納金充当又は委託納付通知書
特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）

還付充当番号	過誤納理由	合計還付加算金額（円）	合計充当等額（円）

過誤納額の内訳

	税目		通知書番号		過誤納額		
	調定年度	年度分	領収年月日	期別	備考	税額（円）	延滞金（円）
過 誤 納 明 細							

充当等額の内訳

	税目	調定年度	年度分	通知書番号	期別	充当等額（円）	延滞金充当等額（円）	充当等後未納額（円）	充当等後未納延滞金（円）
充 当 等 明 細									

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

(その2)

様

以下のとおり特別区民税・都民税（退職所得）の過誤納金を地方税法第17条の2又は第17条の2の2及び第17条の4により充当し、又は委託納付しましたので通知します。

年 月 日

杉並区長

印

過誤納金充当又は委託納付通知書
特別区民税・都民税（退職所得）

還付充当番号	過誤納理由	合計還付加算金額（円）	合計充当等額（円）

過誤納額の内訳

	税目		指定番号		過誤納額		
	調定年度	年度分	領収年月日	月	備考	税額（円）	延滞金（円）
過 誤 納 明 細							

充当等額の内訳

	税目	調定年度	年度分	通知書番号	月	充当等額（円）	延滞金充当等額（円）	充当等後未納額（円）	充当等後未納延滞金（円）
	充 当 等 明 細								

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

(その3)

様

以下のとおり特別区民税・都民税・森林環境税
(特別徴収)の過誤納金を地方税法第17条の2
又は第17条の2の2及び第17条の4により充
当し、又は委託納付しましたので通知します。

年 月 日

杉並区長

印

過誤納金充当又は委託納付通知書
特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収)

還付充当番号	過誤納理由	合計還付加算金額(円)	合計充当等額(円)

過誤納額の内訳

	税目		指定番号		過誤納額		
	調定年度	年度分	領収年月日	月	備考	税額(円)	延滞金(円)
過 誤 納 明 細							

充当等額の内訳

	税目	調定年度	年度分	通知書番号	月	充当等額(円)	延滞金充当等額(円)	充当等後未納額(円)	充当等後未納延滞金(円)
	充 当 等 明 細								

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

(その4)

様

以下のとおり特別区民税・都民税・森林環境税(年金特徴)の過誤納金を地方税法第321条の7の10及び第17条の4並びに杉並区特別区税条例第36条の6により委託納付しましたので通知します。

年 月 日

過誤納金委託納付通知書
特別区民税・都民税・森林環境税(年金特徴)

還付充当番号	過誤納理由	合計還付加算金額(円)	合計委託納付額(円)

過誤納額の内訳

	税目		通知書番号		備考	過誤納額	
	調定年度	年度分	収納年月日	月		税額(円)	延滞金(円)
過誤納明細							

委託納付額の内訳

	税目	年度	年度分	通知書番号	期別(月)	委託納付額(円)	延滞金委託納付額(円)	委託納付後未納額(円)	委託納付後未納延滞金(円)
	委託納付明細								

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

(その5)
過 誤 納 金 充 当 通 知 書
軽自動車税 (種別割)

年 月 日

様

杉並区長

印

地方税法第17条の2及び第17条の4に基づき、軽自動車税(種別割)の過誤納金を以下のとおり充当しましたので通知します。

あなたの過誤納額は、次のように充当処理しました。

- 1 未納税額に充当しました。
- 2 未納税額に充当しましたが、不足額がありますのでお納めください。
- 3 未納税額に充当しましたが、還付額がありますのでお返しします。

還付充当番号	過誤納理由	合計還付加算金額 (円)	合計充当額 (円)

過誤納金額の内訳は、以下のとおりです。

過 誤 納 明 細	税目		通知書番号	車両(標識)番号		調定額		納付済額		過誤納額	
	調定年度	年度分	収納年月日	税額 (円)	延滞金 (円)	税額 (円)	延滞金 (円)	税額 (円)	延滞金 (円)		

充当額の内訳は、以下のとおりです。

充 当 明 細	税目	調定年度	年度分	通知書番号	充当前未納額 (円)	充当額 (円)	延滞金充当額 (円)	充当後未納額 (円)	車両(標識)番号

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その6)

様

以下のとおり特別区民税・都民税の還付金を地方税法施行令第48条の9の3及び第48条の9の5により委託納付したことを通知します。

年 月 日

杉並区長

印

還付金委託納付通知書
配当割・株式等譲渡所得割控除額還付

還付充当番号	還付理由	合計還付加算金額(円)	合計委託納付額(円)

還付額の内訳

	税目		通知書番号		還付額	
	調定年度	年度分	通知月	備考	税額(円)	延滞金(円)
過 誤 納 明 細						

委託納付額の内訳

	税目	調定年度	年度分	通知書番号	期別(月)	委託納付額(円)	延滞金委託納付額(円)	委託納付後未納額(円)	委託納付後未納延滞金(円)
	委 託 納 付 明 細								

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

第48号様式から第48号の3様式までの規定中「都民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第50号様式中「特別区民税・都民税（特別徴収分）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6号様式、第6号の2様式、第13号様式から第15号様式まで、第16号様式、第19号様式、第27号様式、第27号の2様式、第47号様式、及び第47号の2様式の規定は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第12号様式、第48号様式及び第48号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。